



栃木県公報

令和3(2021)年
3月25日(木)
号 外
第10号

目 次

条 例

○食品衛生法施行条例の制定	10
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	10
○一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正	11
○押印を求める手続の見直しのための関係条例の一部改正	16
○栃木県手数料条例の一部改正	16
○栃木県県税条例の一部改正	29
○特定非営利活動促進法施行条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	30
○栃木県青少年健全育成条例の一部改正	32
○地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例の一部改正	33
○栃木県医師修学資金貸与条例の一部改正	33
○県道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正	33
○栃木県道路占用料徴収条例の一部改正	34
○学校職員定数条例の一部改正	36
○義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正	37
○栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正	37
○栃木県食品衛生条例の廃止等	42
○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	50
○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	51
○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	51
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定	52
○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定	53
○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定	54
○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定	55
○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	56
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定	57
○指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定	58
○障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	58
○地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	59
○福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	60
○障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	60
○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定	61
○指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定	62
○介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正	63
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	63
○知事等の給与の特例に関する条例の制定	63

○栃木県議会の会期に関する条例の一部改正…………… 64

本号で公布された条例のあらまし

◇食品衛生法施行条例の制定（栃木県条例第4号）

1 食品衛生法の一部改正に伴い、次の事項について、飲食店営業等の施設の基準を改めること等のため、食品衛生法施行条例の全部を改正することとしました。

- (1) 飲食店営業等に共通する事項
- (2) 飲食店営業等ごとの事項
- (3) 生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る事項

2 施行期日等

- (1) この条例は、令和3(2021)年6月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（栃木県条例第5号）

1 社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当の支給日額の限度額を1,130円（現行750円）に改定することとしました。（第9条関係）

2 この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

◇一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正（栃木県条例第6号）

1 一般職の任期付職員の採用等に関する条例関係

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に期間を限って従事する任期付職員の給料月額について、その者の受ける号給に応じた額とするため、所要の規定の整備をすることとしました。（第8条、第10条及び別表第2～別表第5関係）

(2) (1)の任期付職員のうち、短時間勤務職員（以下「特定業務任期付短時間勤務職員」という。）に対し、新たに単身赴任手当を支給することとしました。（第10条関係）

2 職員の育児休業等に関する条例関係

所要の規定の整備をすることとしました。

3 栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例関係

特定業務任期付短時間勤務職員に対し、新たに単身赴任手当を支給することとしました。（第21条関係）

4 施行期日

この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

◇押印を求める手続の見直しのための関係条例の一部改正（栃木県条例第7号）

1 押印を求める手続の見直しを実施するため、次の条例について所要の規定の整備をすることとしました。

(1) 栃木県有種畜貸付及び処分に関する条例（別記様式第1号～別記様式第4号、別記様式第6号及び別記様式第7号関係）

(2) 栃木県豚、緬羊、山羊種雄畜検査条例（別記様式第3号及び別記様式第4号関係）

(3) 栃木県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例（別記様式関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県手数料条例の一部改正（栃木県条例第8号）

1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、地域連携薬局の認定申請手数料及び専門医療機関連携薬局の認定申請手数料を新設することとしました。

2 家畜改良増殖法施行規則の一部改正に伴い、家畜人工授精所の開設の許可証の書換え手数料及び再交付手数料を新設することとしました。

3 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定に伴い、農林水産物又は食品についての輸出証明書の発行手数料及び適合施設の認定申請手数料を新設することとしました。

4 建築基準法の一部改正に伴い、居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率又は壁面の位置に関する特例の許可申請手数料及び同地区内における建築物の高さに関する特例の許可申請手数料を新設することとしました。

5 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料の額を改定することとしました。

6 所要の規定の整備をすることとしました。（以上別表第1関係）

7 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、公布の日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県県税条例の一部改正（栃木県条例第9号）

- 1 天災その他の災害により滅失又は損壊をした自動車等の所有者が代替自動車を当該滅失又は損壊をした日から6月以内に取得した場合には、当該代替自動車に対して課する自動車税の環境性能割を免除することができることとするとともに、取得した自動車を当該取得の日から1月以内に災害により滅失した場合等における当該自動車に対して課する自動車税の環境性能割の減免措置を廃止するため、所要の規定の整備をすることとしました。（第105条の8関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、令和3（2021）年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇特定非営利活動促進法施行条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第10号）

- 1 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（特定非営利活動促進法施行条例第2条及び第16条並びに栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、令和3（2021）年6月9日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県青少年健全育成条例の一部改正（栃木県条例第11号）

- 1 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならないこととしました。（第42条の2関係）
- 2 1に違反した者であって、次のいずれかに該当するものに対する罰則を設けることとしました。（第56条関係）
 - (1) 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
 - (2) 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
- 3 この条例は、令和3（2021）年7月1日から施行することとしました。

◇地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例の一部改正（栃木県条例第12号）

- 1 地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会を、地方独立行政法人栃木県立岡本台病院についても、知事が中期目標を定めるに際して意見を聴く等の附属機関とするため、所要の規定の整備をすることとしました。（題名及び第1条関係）
- 2 栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会の委員の定数を8人（現行7人）以内とすることとしました。（第3条関係）
- 3 この条例は、令和3（2021）年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県医師修学資金貸与条例の一部改正（栃木県条例第13号）

- 1 大学医学課程に在学する学生で、将来公的医療機関等において小児科の業務に医師として従事しようとする者を修学資金の貸与の対象者に加えることとしました。（第3条関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、令和3（2021）年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇県道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正（栃木県条例第14号）

- 1 道路構造令の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（第3条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県道路占用料徴収条例の一部改正（栃木県条例第15号）

- 1 道路占用料の額を改定することとしました。（別表関係）
- 2 この条例は、令和3（2021）年4月1日から施行することとしました。

◇学校職員定数条例の一部改正（栃木県条例第16号）

- 1 学校職員の定数を次のとおりとすることとしました。（第3条関係）
 - (1) 県立学校職員 4,869人
 - (2) 市町村立学校職員 11,555人
- 2 この条例は、令和3（2021）年4月1日から施行することとしました。

◇義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正（栃木県条例第17号）

- 1 義務教育諸学校等の教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校

教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間等において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、教育職員のサービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うものとすることとしました。(第6条関係)

2 この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正(栃木県条例第18号)

1 栃木県体育館の本館及び別館の競技場、プール並びに本館及びプール館の会議室を廃止するため、所要の規定の整備をすることとしました。

2 栃木県総合運動公園北・中央エリアに新たに設置される多目的広場(投てき場)の会議室の使用料の額を定めることとしました。(以上第3条及び別表関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、規則で定める日から施行することとしました。ただし、(2)は公布の日から、1は令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

(2) 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇栃木県食品衛生条例の廃止等(栃木県条例第19号)

食品衛生法の一部改正に伴い、次のとおり改廃をすることとしました。

1 栃木県食品衛生条例関係

栃木県食品衛生条例は、廃止することとしました。

2 栃木県手数料条例関係

(1) 飲食店営業の許可申請手数料等の額を改定することとしました。

(2) 液卵製造業の許可申請手数料等を新設することとしました。

(3) 所要の規定の整備をすることとしました。(以上別表第1関係)

3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例関係

所要の規定の整備をすることとしました。

4 施行期日等

(1) この条例は、令和3(2021)年6月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定(栃木県条例第20号)

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症等の予防又はまん延の防止のための措置に関する基準を改めること等のため、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することとしました。

1 軽費老人ホームは、次に掲げる措置を講じなければならないこと等としました。(第2条関係)

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(2) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

(3) 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。

2 軽費老人ホームは、避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(第3条関係)

3 この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

◇養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定(栃木県条例第21号)

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症等の予防又はまん延の防止のための措置に関する基準を改めること等のため、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することとしました。

1 養護老人ホームは、次に掲げる措置を講じなければならないこと等としました。(第2条関係)

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(2) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

(3) 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。

2 養護老人ホームは、避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければな

らないこととしました。(第3条関係)

3 この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

◇特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定(栃木県条例第22号)

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症等の予防又はまん延の防止のための措置に関する基準を改めること等のため、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することとしました。

1 特別養護老人ホームは、次に掲げる措置を講じなければならないこと等としました。(第2条関係)

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- (2) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。
- (3) 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。

2 特別養護老人ホームは、避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(第3条関係)

3 この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

◇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定(栃木県条例第23号)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症の予防又はまん延の防止のための措置に関する基準を改めること等のため、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正することとしました。

1 指定訪問介護事業者等は、次に掲げる措置を講じなければならないこと等としました。(第4条関係)

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の措置を講ずること。
- (2) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。
- (3) 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。

2 指定通所介護事業者等は、避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(第5条関係)

3 この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

◇指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定(栃木県条例第24号)

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、感染症の予防又はまん延の防止のための措置に関する基準を改めること等のため、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部を改正することとしました。

1 指定介護予防訪問入浴介護事業者等は、次に掲げる措置を講じなければならないこと等としました。(第4条関係)

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の措置を講ずること。
- (2) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。
- (3) 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者等は、避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(第5条関係)

3 この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

◇指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定(栃木県条例第25号)

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症等の予防又はまん延の防止のための措置に関する基準を改めること等のため、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正することとしました。

1 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる措置を講じなければならないこと等としました。(第4条関係)

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(2) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

(3) 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。

2 指定介護老人福祉施設は、避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(第5条関係)

3 この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

◇介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定(栃木県条例第26号)

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症等の予防又はまん延の防止のための措置に関する基準を改めること等のため、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の全部を改正することとしました。

1 介護老人保健施設は、次に掲げる措置を講じなければならないこと等としました。(第3条関係)

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(2) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

(3) 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。

2 介護老人保健施設は、避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(第4条関係)

3 この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

◇指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定(栃木県条例第27号)

健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症等の予防又はまん延の防止のための措置に関する基準を改めること等のため、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することとしました。

1 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる措置を講じなければならないこと等としました。(第3条関係)

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(2) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

(3) 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。

2 指定介護療養型医療施設は、避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(第4条関係)

3 この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

◇指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定(栃木県条例第28号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症等の予防又はまん延の防止のための措置に関する基準を改めること等のため、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正することとしました。

1 指定療養介護事業者等は、次に掲げる措置を講じなければならないこと等としました。(第4条関係)

(1) 感染症等の予防及びまん延の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の措置を講ずること。

(2) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

(3) 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。

(4) 虐待の防止のための委員会の開催、研修の実施等の措置を講ずること。

2 指定療養介護事業者等は、避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(第5条関係)

3 この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

◇指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定(栃木県条例第29号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備

及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症等の予防又はまん延の防止のための措置に関する基準を改めること等のため、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正することとしました。

- 1 指定障害者支援施設は、次に掲げる措置を講じなければならないこと等としました。(第4条関係)
 - (1) 感染症等の予防及びまん延の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の措置を講ずること。
 - (2) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。
 - (3) 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。
 - (4) 虐待の防止のための委員会の開催、研修の実施等の措置を講ずること。
- 2 指定障害者支援施設は、避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(第5条関係)
- 3 この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

◇障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定(栃木県条例第30号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症等の予防又はまん延の防止のための措置に関する基準を改めること等のため、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することとしました。

- 1 療養介護事業者等は、次に掲げる措置を講じなければならないこと等としました。(第3条関係)
 - (1) 感染症等の予防及びまん延の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の措置を講ずること。
 - (2) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。
 - (3) 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。
 - (4) 虐待の防止のための委員会の開催、研修の実施等の措置を講ずること。
- 2 療養介護事業者等は、避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(第4条関係)
- 3 この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

◇地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定(栃木県条例第31号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症等の予防又はまん延の防止のための措置に関する基準を改めること等のため、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することとしました。

- 1 地域活動支援センターは、次に掲げる措置を講じなければならないこと等としました。(第3条関係)
 - (1) 感染症等の予防及びまん延の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の措置を講ずること。
 - (2) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。
 - (3) 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。
 - (4) 虐待の防止のための委員会の開催、研修の実施等の措置を講ずること。
- 2 地域活動支援センターは、避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(第4条関係)
- 3 この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

◇福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定(栃木県条例第32号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症の予防又はまん延の防止のための措置に関する基準を改めること等のため、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することとしました。

- 1 福祉ホームは、次に掲げる措置を講じなければならないこと等としました。(第3条関係)
 - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の措置を講ずること。

(2) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

(3) 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。

(4) 虐待の防止のための委員会の開催、研修の実施等の措置を講ずること。

2 福祉ホームは、避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(第4条関係)

3 この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

◇障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定(栃木県条例第33号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症等の予防又はまん延の防止のための措置に関する基準を改めること等のため、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正することとしました。

1 障害者支援施設は、次に掲げる措置を講じなければならないこと等としました。(第3条関係)

(1) 感染症等の予防及びまん延の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の措置を講ずること。

(2) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

(3) 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。

(4) 虐待の防止のための委員会の開催、研修の実施等の措置を講ずること。

2 障害者支援施設は、避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(第4条関係)

3 この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

◇指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定(栃木県条例第34号)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症等の予防又はまん延の防止のための措置に関する基準を改めること等のため、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正することとしました。

1 指定児童発達支援事業者等は、次に掲げる措置を講じなければならないこと等としました。(第4条関係)

(1) 感染症等の予防及びまん延の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の措置を講ずること。

(2) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

(3) 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。

(4) 虐待の防止のための委員会の開催、研修の実施等の措置を講ずること。

2 指定児童発達支援事業者等は、避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(第5条関係)

3 この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

◇指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定(栃木県条例第35号)

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症等の予防又はまん延の防止のための措置に関する基準を改めること等のため、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正することとしました。

1 指定障害児入所施設は、次に掲げる措置を講じなければならないこと等としました。(第4条関係)

(1) 感染症等の予防及びまん延の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の措置を講ずること。

(2) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること。

(3) 業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずること。

(4) 虐待の防止のための委員会の開催、研修の実施等の措置を講ずること。

2 指定障害児入所施設は、避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(第5条関係)

3 この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

◇介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正(栃木県条例第36号)

1 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、介護医療院は、避難訓練等の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(第4条関係)

2 この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

◇児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(栃木県条例第37号)

1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、障害児入所施設等は、避難及び消火の訓練を行うほか、救出の訓練その他必要な訓練を定期的に行うとともに、これらの訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととしました。(第4条関係)

2 この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

◇知事等の給与の特例に関する条例の制定(栃木県条例第38号)

1 知事等の給料月額及び期末手当の額について、令和3(2021)年4月1日から令和6(2024)年12月8日までの間、次の割合に相当する額を減額するため、条例を制定することとしました。

- (1) 知事 100分の10
- (2) 副知事 100分の7
- (3) 教育長及び常勤の監査委員 100分の5

2 施行期日等

- (1) この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。
- (2) 従前の知事等の給与の特例に関する条例は、廃止することとしました。

◇栃木県議会の会期に関する条例の一部改正(栃木県条例第39号)

1 令和3(2021)年4月1日から令和4(2022)年3月31日までの会期における栃木県議会の定例日を定めることとしました。(別表関係)

2 この条例は、令和3(2021)年4月1日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 食品衛生法施行条例
- 二 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例
- 四 押印を求める手続の見直しのための関係条例の一部を改正する条例
- 五 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 六 栃木県県税条例の一部を改正する条例
- 七 特定非営利活動促進法施行条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 八 栃木県青少年健全育成条例の一部を改正する条例
- 九 地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例の一部を改正する条例
- 十 栃木県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 十一 県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
- 十二 栃木県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 十三 学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 十四 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 十五 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例
- 十六 栃木県食品衛生条例を廃止する等の条例
- 十七 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 十八 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 十九 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 二十 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 二十一 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- 二十二 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

- 二十三 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
 - 二十四 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
 - 二十五 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
 - 二十六 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
 - 二十七 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - 二十八 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
 - 二十九 福祉ホールの設備及び運営に関する基準を定める条例
 - 三十 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - 三十一 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
 - 三十二 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
 - 三十三 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 三十四 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 三十五 知事等の給与の特例に関する条例
 - 三十六 栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例
- 令和三年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第四号

食品衛生法施行条例

食品衛生法施行条例（平成十二年栃木県条例第四号）の全部を改正する。
（趣旨）

第一条 この条例は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（食品衛生検査施設の基準）

第二条 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第八条第一項に規定する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準は、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十二号。以下「省令」という。）第三十六条に定めるところによる。

（営業の施設の基準）

第三条 法第五十四条に規定する営業の施設の基準は、省令第六十六条の七に定めるところによる。

（省令が改正された場合の措置）

第四条 省令第三十六条又は第六十六条の七の規定（以下「設備等関係規定」という。）が改正された場合における前二条の規定の適用については、当該設備等関係規定の改正の際の経過措置の規定が定められたときにあつては当該経過措置の規定の例によることとし、当該経過措置の規定が定められないときにあつては知事が定めるところにより当該改正前の設備等関係規定の例によることができる。

附 則

- 1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百二十三号）附則第二条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に係る第三条に規定する営業の施設の基準については、なお従前の例による。

（生活衛生課）

栃木県条例第五号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第九条 略

2 前項に規定する手当の額は、日額の場合は従事した日一日につき千百三十円、勤務一回当たりの場合は勤務一回につき七百五十円を超えない範囲で、人事委員会規則で定める。

(社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第九条 略

2 前項に規定する手当の額は、従事した日一日又は勤務一回につき七百五十円を超えない範囲で、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県条例第六号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十六年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成七年栃木県条例第一号)第十条又は学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成七年栃木県条例第五号)第十五条の規定による介護休暇の承認</p> <p>三 略</p> <p>(任期の特例)</p> <p>第五条 法第六条第二項に規定する条例で定める場合は、第三条第一項第一号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>の任期を延長することが必要な場合であつて、第三条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第七条 略</p>	<p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成七年栃木県条例第一号。以下「職員の勤務時間等条例」という。)第十条又は学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成七年栃木県条例第五号。以下「学校職員の勤務時間等条例」という。)第十五条の規定による介護休暇の承認</p> <p>三 略</p> <p>(任期の特例)</p> <p>第五条 法第六条第二項に規定する条例で定める場合は、第三条第一項第一号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定業務任期付職員」という。)の任期を延長することが必要な場合であつて、第三条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第七条 略</p>

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて号給別基準職務表（別表第二）に従い決定する。

3 略

第八条 削除

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて号給別基準職務表（別表第一の二）に従い決定する。

3 略

第八条 特定業務任期付職員には、次に掲げる給料表を適用し、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

一 特定業務任期付職員行政職給料表（別表第二）

二 特定業務任期付職員研究職給料表（別表第三）

三 特定業務任期付職員医療職給料表（別表第四）

イ 特定業務任期付職員医療職給料表(一)

ロ 特定業務任期付職員医療職給料表(二)

ハ 特定業務任期付職員医療職給料表(三)

四 特定業務任期付職員教育職給料表（別表第五）

イ 特定業務任期付職員教育職給料表(一)

ロ 特定業務任期付職員教育職給料表(二)

2 特定業務任期付職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを前項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、次の各号に掲げる給料表ごとに、当該各号に定めるところによる。

一 特定業務任期付職員行政職給料表 職員の給与に関する条例（昭和三十七年栃木県条例第一号。以下「職員の給与条例」という。）別表第五イの規定の例による。

二 特定業務任期付職員研究職給料表 職員の給与条例別表第五ハの規定の例による。

三 特定業務任期付職員医療職給料表(一) 職員の給与条例別表第五ニの規定の例による。

四 特定業務任期付職員医療職給料表(二) 職員の給与条例別表第五ホの規定の例による。

五 特定業務任期付職員医療職給料表(三) 職員の給与条例別表第五ヘの規定の例による。

六 特定業務任期付職員教育職給料表(一) 栃木県公立学校職員給与条例（昭和三十二年栃木県条例第三十四号。以下「学校職員給与条例」という。）別表第二の二イの規定の例による。

七 特定業務任期付職員教育職給料表(二) 学校職員給与条例別表第二の二ロの規定の例による。

3 特定業務任期付職員の給料月額は、その者に適用される第一項の給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とす

(職員の給与条例の適用除外等)

第九条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第一号。以下「職員の給与条例」という。)第五条、第六条、第九条から第十一条まで、第十一条の五及び第二十条の四の規定並びに栃木県公立学校職員給与条例(昭和三十二年栃木県条例第三十四号。以下「学校職員給与条例」という。)第六条、第七条、第八条から第八条の三まで及び第九条の四から第九条の六までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2・3 略

第十条

① 職員の給与条例第九条の三から第十一条まで、第十一条の三から第十一条の五まで、第十三条の二、第十三条の三及び第二十一条の規定並びに学校職員給与条例第八条の三、第九条の二及び第九条の三の規定は、第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「特定業務任期付短時間勤務職員」という。)には、適用しない。

2| 特定業務任期付短時間勤務職員に対する職員の給与条例第六条第三項、第四項、第六項及び第七項、第十二条第二項並びに第十五条第二項及び第三項の規定の適用については、職員の給与条例第六条第三項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間等条例第二条第四項の規定によ

る。
4| 特定業務任期付職員のうち、第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「特定業務任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、職員の勤務時間等条例第二条第四項又は学校職員の勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員の勤務時間等条例第二条第一項又は学校職員の勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(職員の給与条例の適用除外等)

第九条 職員の給与条例

第五条、第六条、第九条から第十一条まで、第十一条の五及び第二十条の四の規定並びに学校職員給与条例
第六条、第七
七条、第八条から第八条の三まで及び第九条の四から第九条の六までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2・3 略

第十条 職員の給与条例第五条から第六条の二

までの規定及び学校職員給与条例第六条から第七条の二までの規定は、特定業務任期付職員には、適用しない。

2| 前項に定めるもののほか、職員の給与条例第九条の三から第十一条まで、第十一条の三から第十一条の五まで、第十二条の二、第十三条の二、第十三条の三及び第二十一条の規定並びに学校職員給与条例第八条の三、第九条の二及び第九条の三の規定は、特定業務任期付短時間勤務職員
には、適用しない。

3| 特定業務任期付職員に対する職員の給与条例第三条第一項の規定の適用については、同項中「この条例」とあるのは、「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十六年栃木県条例第三号)第八条の規定」とする。

4| 特定業務任期付短時間勤務職員に対する職員の給与条例
第十二条第二項並びに第十五条第二項及び第三項の規定の適用については、

り定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする」と、同条第四項、第六項及び第七項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、職員給与条例第十二条第二項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十六年栃木県条例第三号）第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「特定業務任期付短時間勤務職員」という。）」と、職員給与条例第十五条第二項及び第三項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「特定業務任期付短時間勤務職員」とする。

3| 特定業務任期付短時間勤務職員に対する学校職員給与条例第七条第三項、第四項、第六項及び第七項、第十条の二第二項及び第三項並びに第十二条（見出しを含む。）の規定の適用については、学校職員給与条例第七条第三項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする」と、同条第四項、第六項及び第七項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、学校職員給与条例第十条の二第二項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十六年栃木県条例第三号）第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（次項において「特定業務任期付短時間勤務職員」という。）」と、同条第三項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「特定業務任期付短時間勤務職員」と、学校職員給与条例第十二条（見出しを含む。）中「扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当」とあるのは「地域手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当」とする。

、職員給与条例第十二条第二項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十六年栃木県条例第三号）第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「特定業務任期付短時間勤務職員」という。）」と、職員給与条例第十五条第二項及び第三項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「特定業務任期付短時間勤務職員」とする。

5| 特定業務任期付職員に対する学校職員給与条例第四条の規定の適用については、同条中「この条例」とあるのは、「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十六年栃木県条例第三号）第八条の規定」とする。

6| 特定業務任期付短時間勤務職員に対する学校職員給与条例第十条の二第二項及び第三項並びに第十二条（見出しを含む。）の規定の適用については、

、学校職員給与条例第十条の二第二項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十六年栃木県条例第三号）第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（次項において「特定業務任期付短時間勤務職員」という。）」と、学校職員給与条例第十条の二第三項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「特定業務任期付短時間勤務職員」と、学校職員給与条例第十二条（見出しを含む。）中「扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当」とあるのは「地域手当、通勤手当」、期末手当及び勤勉手当」とする。

7| 特定業務任期付職員に対する義務教育諸学

校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年栃木県条例第四十一号）第三条第一項の規定の適用については、同項中「又は別表第二の教育職給料表（一）」とあるのは、「若しくは別表第二の教育職給料表（一）又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十六年栃木県条例第三号）別表第五の特定業務任期付職員教育職給料表（一）若しくは特定業務任期付職員教育職給料表（二）」とする。

別表第一から別表第五までを削り、別表第一の二を別表第二とする。
 （職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第二条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年栃木県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>（育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例）</p> <p>第十七条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十六年栃木県条例第三号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			<p>（育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例）</p> <p>第十七条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十六年栃木県条例第三号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
<p>第七 条 第 二 項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項又は学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第一項又は学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする</p>	<p>第七 条 第 二 項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間等条例第二条第二項又は学校職員の勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員の勤務時間等条例第二条第一項又は学校職員の勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする</p>
略			略		

第八条 第三項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
------------	-----	-----------------

(栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年栃木県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員等についての適用除外)</p> <p>第二十一条 略</p> <p>2 第五条、第六条、<u>第六条の三</u>、<u>第八条の二</u>、<u>第八条の三</u>、第十三条及び第十六条の規定は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>(特定任期付職員等についての適用除外)</p> <p>第二十一条 略</p> <p>2 第五条、第六条、<u>第六条の三</u>、<u>第七条の二</u>、<u>第八条の二</u>、<u>第八条の三</u>、第十三条及び第十六条の規定は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員には適用しない。</p>

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(人事課)

栃木県条例第七号

押印を求める手続の見直しのための関係条例の一部を改正する条例

(栃木県有種畜貸付及び処分に関する条例の一部改正)

第一条 栃木県有種畜貸付及び処分に関する条例(昭和二十四年栃木県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号まで、別記様式第六号及び別記様式第七号中「㊟」を削る。

(栃木県豚、緬羊、山羊種雄畜検査条例の一部改正)

第二条 栃木県豚、緬羊、山羊種雄畜検査条例(昭和二十五年栃木県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「㊟」を削る。

(栃木県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第三条 栃木県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例(昭和二十九年栃木県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行政改革ICT推進課)

栃木県条例第八号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例(昭和三十二年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第一(第二条、第三条、 <u>第五条</u> 関係)	別表第一(第二条、第三条、 <u>第五条</u> 関係)

事務	金額	事務	金額
一〇百九十三の十七 略		一〇百九十三の十七 略	
百九十三の十八 医 薬品、医療機器等 の品質、有効性及 び安全性の確保等 に関する法律等の 一部を改正する法 律（令和元年法律 第六十三号）附則 第十二条第七項の 規定により行うこ とができることと される同法第二条 の規定による改正 後の医薬品、医療 機器等の品質、有 効性及び安全性の 確保等に関する法 律第六条の二第一 項の認定の申請に 対する審査	一万千円		
百九十三の十九 医 薬品、医療機器等 の品質、有効性及 び安全性の確保等 に関する法律等の 一部を改正する法 律附則第十二条第 七項の規定により 行うことができる こととされる同法 第二条の規定によ る改正後の医薬 品、医療機器等の 品質、有効性及び 安全性の確保等に 関する法律第六条 の三第一項の認定 の申請に対する審 査	一万千円		
百九十四〇三百七十 略		百九十四〇三百七十 略	
三百七十一 家畜改 良増殖法施行規則 （昭和二十五年農 林省令第九十六 号）第三十八条第 一項の規定に基づ	千七百円	三百七十一及び三百 七十二 削除	

<p>く家畜人工授精所の開設の許可証の書換え</p>			
<p>三百七十二 家畜改良増殖法施行規則第三十九条第一項の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の再交付</p>	<p>千七百円</p>	<p>三百七十三〜三百八十九 略</p>	<p>三百七十三〜三百八十九 略</p>
<p>三百七十三〜三百八十九 略</p>		<p>三百七十三〜三百八十九 略</p>	
<p>三百八十九の二 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第十五条第二項の規定に基づく輸出証明書の発行</p>	<p>一通につき八百七十円</p>	<p>三百九十一〜四百四十二 略</p>	<p>三百九十一〜四百四十二 略</p>
<p>三百八十九の三 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十七条第二項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査</p>	<p>二万九百円</p>	<p>四百四十二の二 建築基準法第六十条の二の二第二項第二号の規定に基づく建築物の建蔽率又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>十六万円</p>
<p>三百九十一〜四百四十二 略</p>		<p>四百四十二の二〜四百四十二の五 略</p>	<p>略</p>
<p>四百四十二の二 建築基準法第六十条の二の二第二項第二号の規定に基づく建築物の建蔽率又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>十六万円</p>	<p>略</p>	
<p>四百四十二の三 建築基準法第六十条の二の二第三項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>十六万円</p>	<p>略</p>	
<p>四百四十二の四〜四百四十二の七 略</p>		<p>略</p>	

四百四十三〜四百六十四の七略

四百六十四の八 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
1 非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（次項、四百六十四の十の項及び四百六十四の十二の項において「工場、倉庫等」という。）の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ モデル建物法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び四百六十四の十五の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であつて、知事が指定するものをいう。以下この項、次項及び四百六十四の十五の項において同じ。）を用いる場合 次に掲げる場合の区分に

四百四十三〜四百六十四の七略

四百六十四の八 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
1 非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（次項、四百六十四の十の項及び四百六十四の十二の項において「工場、倉庫等」という。）の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ モデル建物法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び四百六十四の十五の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であつて、知事が指定するものをいう。以下この項、次項及び四百六十四の十五の項において同じ。）を用いる場合 次に掲げる場合の区分に

応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 床面積の合計が千平方メートル未満の場合 二万五千円

(2) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合 三万五千円

(3) (6) 略

ロ 標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準であつて、知事が指定するものをいう。以下この項から四百六十四の十一の項まで及び四百六十四の十五の項において同じ。）を用いる

場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 床面積の合計が千平方メートル未満の場合 二万九千円

(2) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合 三万九千円

(3) (6) 略

2 1 に掲げる建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ モデル建物法

応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 床面積の合計が

二千平方メートル未満の場合 三万五千円

(2) (5) 略

ロ 標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準であつて、知事が指定するものをいう。以下この項から四百六十四の十一の項まで及び四百六十四の十五の項において同じ。）を用いる

場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 床面積の合計が

二千平方メートル未満の場合 三万九千円

(2) (5) 略

2 1 に掲げる建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ モデル建物法

<p>四百六十四の十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十三条第二項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能適合性判定(標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。)</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 建築物(非住宅)部分の全部を工場、倉庫等の用途に供するものを除く。以下この項において同じ。)の床面積の合計が千平方メートル未満の場合 二十七万七千二百円</p>	<p>四百六十四の九 略</p>	<p>を用いる場合に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 床面積の合計が千平方メートル未満の場合 十三万円</p> <p>(2) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合 十三万円</p> <p>(3) 略</p> <p>ロ 標準入力法・主要室入力法を用いる場合に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 床面積の合計が千平方メートル未満の場合 二十九万六千二百円</p> <p>(2) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合 三十七万三千四百円</p> <p>(3) 略</p>
<p>四百六十四の十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十三条第二項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能適合性判定(標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。)</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	<p>四百六十四の九 略</p>	<p>を用いる場合に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合 十三万円</p> <p>(2) 略</p> <p>ロ 標準入力法・主要室入力法を用いる場合に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合 十三万円</p> <p>(2) 略</p>

	<p>2 建築物</p> <p>床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合 三十万五千四百円</p> <p>3 略</p>	四百六十四の十一・四百六十四の十二 略	<p>四百六十四の十三</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十四条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額</p> <p>イ 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十五条第一項第一号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の</p>
<p>1 建築物（非住宅部分の全部を工場、倉庫等の用途に供するものを除く。以下この項において同じ。）の床面積の合計が二千平方メートル未満の場合 三十万五千四百円</p> <p>2 略</p>	四百六十四の十一・四百六十四の十二 略	<p>四百六十四の十三</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額</p> <p>イ 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項第一号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の</p>	

律第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、次項において同じ。の添付があつた場合次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(3) (1)・(2) 略

(3) 一の建築物全体に係る申請(1)及び(2)に掲げる申請を除く。次に掲げる金額を合算した金額

(iii)(i)・(ii) 略

(iii) 非住宅部分について、次の表の上欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額

三百平方メートル未満の場合	略
三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合	一 万 五 千 円
千平方メートル以上二 千 平方メートル未満の場合	略

律第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、次項において同じ。の添付があつた場合次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(3) (1)・(2) 略

(3) 一の建築物全体に係る申請(1)及び(2)に掲げる申請を除く。次に掲げる金額を合算した金額

(iii)(i)・(ii) 略

(iii) 非住宅部分について、次の表の上欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額

三百平方メートル未満の場合	略
三百平方メートル以上二 千 平方メートル未満の場合	略

略

ロ イに掲げる場
 合以外の場合
 次に掲げる申請
 の区分に応じ、
 それぞれ次に定
 める金額
 (1)・(2) 略
 (3) 一の建築物
 全体に係る申
 請(①及び②)
 に掲げる申請
 を除く。)の
 次に掲げる金
 額を合算した
 金額
 (iii)(i)金額
 ・(ii) 略
 (iii)(i) 非住宅部
 分(モデル
 建築物法(建
 築物エネル
 ギー消費性
 能誘導基準
 であつて、
 知事が指定
 するものを
 いう。次項
 において同
 じ。)を用
 いるもの
 に限る。)に
 ついて、次
 の表の上欄
 に掲げる床
 面積の合計
 に係る場合
 の区分に応
 じ、それぞ
 れ同表の下
 欄に掲げる
 金額

三百平方 メートル 未満の場 合	略
三百平方 メートル 以上千平 方メートル 未満の 場合	十 万円

略

ロ イに掲げる場
 合以外の場合
 次に掲げる申請
 の区分に応じ、
 それぞれ次に定
 める金額
 (1)・(2) 略
 (3) 一の建築物
 全体に係る申
 請(①及び②)
 に掲げる申請
 を除く。)の
 次に掲げる金
 額を合算した
 金額
 (iii)(i)金額
 ・(ii) 略
 (iii)(i) 非住宅部
 分(モデル
 建築物法(建
 築物エネル
 ギー消費性
 能誘導基準
 であつて、
 知事が指定
 するものを
 いう。次項
 において同
 じ。)を用
 いるもの
 に限る。)に
 ついて、次
 の表の上欄
 に掲げる床
 面積の合計
 に係る場合
 の区分に応
 じ、それぞ
 れ同表の下
 欄に掲げる
 金額

三百平方 メートル 未満の場 合	略
三百平方 メートル 以上千平 方メートル 未満の 場合	十 万円

略	千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合
---	------------------------

(iv) 非住宅部分(標準入力法・主要室入力法(建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、知事が指定するもの)をいう。次項において同じ。)を用いるものに限る。)について、次の表の上欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額

略	千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合
略	三百平方メートル未満の場合
略	三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合
略	二百七十万円

略	三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合
---	-------------------------

(iv) 非住宅部分(標準入力法・主要室入力法(建築物エネルギー消費性能誘導基準であつて、知事が指定するもの)をいう。次項において同じ。)を用いるものに限る。)について、次の表の上欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額

略	三百平方メートル未満の場合
略	三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合

<p>四百六十四の十四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>略</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、）の添付があつた場合</p> <p>次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 一の建築物全体に係る申請（イ及びロに掲げる申請を除く。）次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 非住宅部分</p>	
<p>の場合</p> <p>略</p>	<p>2 略</p>	<p>四百六十四の十四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、）の添付があつた場合</p> <p>次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 一の建築物全体に係る申請（イ及びロに掲げる申請を除く。）次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 非住宅部分</p>
<p>の場合</p> <p>略</p>	<p>2 略</p>	<p>四百六十四の十五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第四十一条第一項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、）の添付があつた場合</p> <p>次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 一の建築物全体に係る申請（イ及びロに掲げる申請を除く。）次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 非住宅部分</p>

(i) 額 略
 (ii) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合
 (iii) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合
 (iv) 千円
 (v) 略
 (vi) 略
 2 1 に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額イ〜ヘ 略
 ト 一の建築物全体に係る申請(イからへまでに掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額
 (7) (1) (6) 略
 (7) 非住宅部分(モデル建築物法を用いるものに限る。) について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 (i) 額 略
 (ii) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満の場合
 (iii) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満の場合
 二万五

(i) 額 略
 (ii) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合
 (iii) 千円
 (iv) 略
 (v) 略
 2 1 に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額イ〜ヘ 略
 ト 一の建築物全体に係る申請(イからへまでに掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額
 (7) (1) (6) 略
 (7) 非住宅部分(モデル建築物法を用いるものに限る。) について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 (i) 額 略
 (ii) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満の場合
 二万五

<p>2 前項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定に該当することを証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>一 三 略</p>	<p>一 前項第一号に掲げる場合 当該環境性能割の全額</p> <p>二 前項第二号に掲げる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 修繕費が価額の百分の八十五以上である場合 当該環境性能割の額に二分の一を乗じて得た額</p> <p>ロ 修繕費が価額の百分の六十五以上百分の八十五未満である場合 当該環境性能割の額に三分の一を乗じて得た額</p> <p>ハ 修繕費が価額の百分の五十以上百分の六十五未満である場合 当該環境性能割の額に四分の一を乗じて得た額</p> <p>3 第一項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定に該当することを証する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>一 三 略</p>
---	---

附 則

- この条例は、令和三年四月一日から施行する。
 - 改正後の第百五条の八の規定は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- (税務課)

栃木県条例第十号

特定非営利活動促進法施行条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第一条 特定非営利活動促進法施行条例(平成十年栃木県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設立の認証の申請)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第十条第四項の条例で定める軽微な不備は、誤記、計算違いその他これらに類する明白な誤りとする。</p> <p>(電磁的記録による保存等)</p> <p>第十六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定非営利活動法人は、電子文書法第五条第一項の規定により、法第二十八条第三項の規定による閲覧、法第四十五条第一項第五号(法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧並びに法第五十二条第四項及び第五項並びに第五十四条第四項(これらの規定を法</p>	<p>(設立の認証の申請)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第十条第三項の条例で定める軽微な不備は、誤記、計算違いその他これらに類する明白な誤りとする。</p> <p>(電磁的記録による保存等)</p> <p>第十六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定非営利活動法人は、電子文書法第五条第一項の規定により、法第二十八条第三項の規定による閲覧、法第四十五条第一項第五号(法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧並びに法第五十二条第四項及び第五十四条第四項(これらの規定を法</p>

第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧について、規則で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧について、規則で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>別表第一 (第二条、第三条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>一～六 略</p> <p>六の二 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。)及び特定非営利活動促進法施行条例(平成十年栃木県条例第三十四号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 法第十条第二項</p> <p>の規定による公表及び縦覧</p> <p>(三) 略</p> <p>(十) 略</p> <p>(十一) 法第二十五条第五項において準用する法第十条第二項の規定による公表及び縦覧</p> <p>(十二)～(二十一) 略</p> <p>(二十二) 法第三十四条第五項において準用する法第十条第二項の規定による公表及び縦覧</p> <p>(二十三)～(二十九) 略</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>略</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>七～四十二 略</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>七～四十二 略</p> </td> </tr> </table>	<p>一～六 略</p> <p>六の二 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。)及び特定非営利活動促進法施行条例(平成十年栃木県条例第三十四号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 法第十条第二項</p> <p>の規定による公表及び縦覧</p> <p>(三) 略</p> <p>(十) 略</p> <p>(十一) 法第二十五条第五項において準用する法第十条第二項の規定による公表及び縦覧</p> <p>(十二)～(二十一) 略</p> <p>(二十二) 法第三十四条第五項において準用する法第十条第二項の規定による公表及び縦覧</p> <p>(二十三)～(二十九) 略</p>	<p>略</p>	<p>七～四十二 略</p>	<p>七～四十二 略</p>	<p>別表第一 (第二条、第三条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>一～六 略</p> <p>六の二 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。)及び特定非営利活動促進法施行条例(平成十年栃木県条例第三十四号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 法第十条第二項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による公表及び公表並びに縦覧</p> <p>(三) 略</p> <p>(十) 略</p> <p>(十一)～(二十) 略</p> <p>(二十一)～(二十七) 略</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>略</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>七～四十二 略</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>七～四十二 略</p> </td> </tr> </table>	<p>一～六 略</p> <p>六の二 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。)及び特定非営利活動促進法施行条例(平成十年栃木県条例第三十四号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 法第十条第二項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による公表及び公表並びに縦覧</p> <p>(三) 略</p> <p>(十) 略</p> <p>(十一)～(二十) 略</p> <p>(二十一)～(二十七) 略</p>	<p>略</p>	<p>七～四十二 略</p>	<p>七～四十二 略</p>
<p>一～六 略</p> <p>六の二 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。)及び特定非営利活動促進法施行条例(平成十年栃木県条例第三十四号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 法第十条第二項</p> <p>の規定による公表及び縦覧</p> <p>(三) 略</p> <p>(十) 略</p> <p>(十一) 法第二十五条第五項において準用する法第十条第二項の規定による公表及び縦覧</p> <p>(十二)～(二十一) 略</p> <p>(二十二) 法第三十四条第五項において準用する法第十条第二項の規定による公表及び縦覧</p> <p>(二十三)～(二十九) 略</p>	<p>略</p>								
<p>七～四十二 略</p>	<p>七～四十二 略</p>								
<p>一～六 略</p> <p>六の二 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下この項において「法」という。)及び特定非営利活動促進法施行条例(平成十年栃木県条例第三十四号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(二以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 法第十条第二項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による公表及び公表並びに縦覧</p> <p>(三) 略</p> <p>(十) 略</p> <p>(十一)～(二十) 略</p> <p>(二十一)～(二十七) 略</p>	<p>略</p>								
<p>七～四十二 略</p>	<p>七～四十二 略</p>								

附 則

1 この条例は、令和三年六月九日から施行する。

2 第二条の規定による改正前の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務のうち、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされるものについては、第二条の規定による改正後の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(県民文化課)

栃木県条例第十一号

栃木県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

栃木県青少年健全育成条例（平成十八年栃木県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第四十二条 略</p> <p><u>(児童ポルノ等の提供の求めの禁止)</u></p> <p>第四十二条の二 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）その他の記録をいう。以下同じ。）の提供を求めてはならない。</p> <p>第五十六条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 第四十二条の二の規定に違反した者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者</p> <p>ロ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者</p> <p>6～8 略</p>	<p>第四十二条 略</p> <p>第五十六条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～四 略</p> <p>6～8 略</p>

附 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

(人権・青少年男女参画課)

栃木県条例第十二号

地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例(平成二十七年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会条例</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第十一条第一項の規定に基づき、<u>栃木県立病院地方独立行政法人評価委員会</u></p> <p>― (以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第三条 委員会は、委員八人以内で組織する。 2 略</p>	<p style="text-align: center;">地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第十一条第一項の規定に基づき、<u>地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会</u>(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第三条 委員会は、委員七人以内で組織する。 2 略</p>

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(保健福祉課)

栃木県条例第十三号

栃木県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

栃木県医師修学資金貸与条例(平成十七年栃木県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸与の対象)</p> <p>第三条 修学資金の貸与の対象となる者は、<u>大学医学課程に在学する学生で、将来公的医療機関等において小児科又は産科の業務に医師として従事しようとするものとする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(貸与の対象)</p> <p>第三条 修学資金の貸与の対象となる者は、<u>大学医学課程に在学する学生で、将来公的医療機関等において</u>産科の業務に医師として従事しようとするものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の栃木県医師修学資金貸与条例第六条第二項の規定による栃木県医師修学資金(以下「旧修学資金」という。)を貸与する旨の契約を結んだ者の当該契約に係る旧修学資金の返還及び利息の支払の猶予及び免除については、なお従前の例による。

(医療政策課)

栃木県条例第十四号

県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

県道の構造の技術的基準を定める条例(令和二年栃木県条例第六号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県道の構造の技術的基準)</p> <p>第三条 県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準は、道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号。以下「政令」という。)第四十二条第二項において準用する政令の規定(以下「構造関係規定」という。)の定めるところによる。この場合において、同項において準用する政令第五条第三項中「ものとする」とあるのは、「ものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない」とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(県道の構造の技術的基準)</p> <p>第三条 県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準は、道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号。以下「政令」という。)第四十一条第二項において準用する政令の規定(以下「構造関係規定」という。)の定めるところによる。この場合において、同項において準用する政令第五条第三項中「ものとする」とあるのは、「ものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない」とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(交通政策課)

栃木県条例第十五号

栃木県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

栃木県道路占用料徴収条例(昭和二十八年栃木県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表中

440	350	300
680	540	470
920	730	630
400	320	270
630	500	440
870	690	600
40	32	27
4	3	3
2	2	2
390	310	270
240	190	160

510	420	380
790	650	580
1,100	880	780
460	380	340
730	610	540
1,000	830	740
46	38	34
5	4	3
3	2	2
450	370	330
270	230	200

790	630	540
330	270	230
1,700	960	670
790	630	540
17	13	11
24	19	16
36	28	24
47	38	33
71	57	49
95	76	65
170	130	110
240	190	160
470	380	330
790	630	540

※

910	760	680
380	320	280
1,900	960	670
910	760	680
19	16	14
27	23	20
41	34	30
55	45	41
82	68	61
110	91	81
190	160	140
270	230	200
550	450	410
910	760	680

※

870	480	340
520	290	200
790	630	540
17	10	7
170	96	67
170	96	67
1,700	960	670
630	500	440
170	96	67
17	10	7
170	96	67
1,700	960	670

※

930	480	330
560	290	200
910	760	680
19	10	7
190	96	67
190	96	67
1,900	960	670
730	610	540
190	96	67
19	10	7
190	96	67
1,900	960	670

※

790	630	540
170	96	67
79	63	54
$A \times 0.017$	$A \times 0.019$	$A \times 0.024$
$A \times 0.024$		

910	760	680
190	96	67
91	76	68
$A \times 0.016$	$A \times 0.019$	$A \times 0.023$
$A \times 0.023$		

「

$A \times 0.034$		
$A \times 0.017$	$A \times 0.019$	$A \times 0.024$
$A \times 0.012$	$A \times 0.014$	$A \times 0.017$
$A \times 0.024$		
$A \times 0.012$	$A \times 0.014$	$A \times 0.017$
$A \times 0.017$	$A \times 0.019$	$A \times 0.024$
$A \times 0.024$		
$A \times 0.034$		
$A \times 0.034$		
$A \times 0.017$	$A \times 0.019$	$A \times 0.024$
$A \times 0.024$		
$A \times 0.034$		

」

を

「

$A \times 0.033$		
$A \times 0.016$	$A \times 0.019$	$A \times 0.023$
$A \times 0.012$	$A \times 0.013$	$A \times 0.016$
$A \times 0.023$		
$A \times 0.012$	$A \times 0.013$	$A \times 0.016$
$A \times 0.016$	$A \times 0.019$	$A \times 0.023$
$A \times 0.023$		
$A \times 0.033$		
$A \times 0.033$		
$A \times 0.016$	$A \times 0.019$	$A \times 0.023$
$A \times 0.023$		
$A \times 0.033$		

」

に改め

る。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(道路保全課)

栃木県条例第十六号

学校職員定数条例の一部を改正する条例

学校職員定数条例（昭和三十二年栃木県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(定数)</p> <p>第三条 学校職員の定数は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>一 県立学校職員</td><td><u>四、八六九人</u></td></tr> <tr><td>二 市町村立学校職員</td><td><u>一一、五五五人</u></td></tr> <tr><td>計</td><td><u>一六、四二四人</u></td></tr> </table>	一 県立学校職員	<u>四、八六九人</u>	二 市町村立学校職員	<u>一一、五五五人</u>	計	<u>一六、四二四人</u>	<p>(定数)</p> <p>第三条 学校職員の定数は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>一 県立学校職員</td><td><u>四、九二七人</u></td></tr> <tr><td>二 市町村立学校職員</td><td><u>一一、五九二人</u></td></tr> <tr><td>計</td><td><u>一六、五一九人</u></td></tr> </table>	一 県立学校職員	<u>四、九二七人</u>	二 市町村立学校職員	<u>一一、五九二人</u>	計	<u>一六、五一九人</u>
一 県立学校職員	<u>四、八六九人</u>												
二 市町村立学校職員	<u>一一、五五五人</u>												
計	<u>一六、四二四人</u>												
一 県立学校職員	<u>四、九二七人</u>												
二 市町村立学校職員	<u>一一、五九二人</u>												
計	<u>一六、五一九人</u>												

2・3 略

2・3 略

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県条例第十七号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年栃木県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（正規の勤務時間を超える勤務等）</p> <p>第五条 義務教育諸学校等の教育職員（給料の特別調整額を受ける者を除く。以下この条において同じ。）については、正規の勤務時間（学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成七年栃木県条例第五号）第二条から第五条までの規定による勤務時間をいう。以下（ ）と同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をい、次に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>2・3 略</p> <hr/> <p>（業務量の適切な管理等）</p> <p>第六条 義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、法第七条第一項に規定する指針に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。</p>	<p>（正規の勤務時間を超える勤務等）</p> <p>第五条 義務教育諸学校等の教育職員（給料の特別調整額を受ける者を除く。以下この条において同じ。）については、正規の勤務時間（学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成七年栃木県条例第五号）第二条から第五条までの規定による勤務時間をいう。以下この項において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をい、次に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（教育委員会事務局総務課）

栃木県条例第十八号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例（平成五年栃木県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用の許可)</p> <p>第三条 体育施設のうち、別表に掲げる施設、附属設備及び器具（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、<u>栃木県体育館の弓道場</u>、<u>栃木県立日光霧降アイスアリーナの競技場</u>、<u>栃木県立県南体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場若しくはトレーニング室</u>、<u>栃木県立県北体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、武道場若しくはトレーニング室</u>、<u>栃木県立温水プール館のプール</u>、<u>栃木県総合運動公園北・中央エリアの陸上競技場、第二陸上競技場、相撲場、トレーニング室若しくは武道館又は栃木県総合運動公園東エリアのメインアリーナ、サブアリーナ、多目的スタジオ、トレーニング室、屋内水泳場若しくは体育館分館（第八条において「特定施設」という。）を普通利用しようとする者については、この限りでない。</u></p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第三条 体育施設のうち、別表に掲げる施設、附属設備及び器具（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、<u>栃木県体育館の本館若しくは別館の競技場、弓道場若しくはプール</u>、<u>栃木県立日光霧降アイスアリーナの競技場</u>、<u>栃木県立県南体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場若しくはトレーニング室</u>、<u>栃木県立県北体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、武道場若しくはトレーニング室</u>、<u>栃木県立温水プール館のプール</u>、<u>栃木県総合運動公園北・中央エリアの陸上競技場、第二陸上競技場、相撲場、トレーニング室若しくは武道館又は栃木県総合運動公園東エリアのメインアリーナ、サブアリーナ、多目的スタジオ、トレーニング室、屋内水泳場若しくは体育館分館（第八条において「特定施設」という。）を普通利用しようとする者については、この限りでない。</u></p>

別表1栃木県体育館の利用料金の基準額の部中備考以外の部分を次のように改める。

1 栃木県体育館の利用料金の基準額

(1) 弓道場

ア 普通利用の場合

利用者	利用時間	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
	高校生等以下 (1人1回につき)	160円	160円	160円
その他の者 (1人1回につき)	330円	330円	330円	

イ 専用利用の場合

利用区分	利用時間	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	2,000円	2,910円
入場料を徴収する場合		11,000円	15,800円	22,500円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	11,900円	17,500円	23,800円
	入場料を徴収する場合	66,400円	97,400円	132,000円

	する 場 合			
--	--------	--	--	--

(2) 会議室

施設区分		利用時間	午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
武 道 館	大 会 議 室		2,680円	3,360円	3,360円
	小 会 議 室		1,550円	2,000円	2,000円

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すものとする。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第10条、第13条関係）</p> <p>1 栃木県体育館の利用料金の基準額 (1)～(3) 略 備考 1・2 略 3 <u>やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後に弓道場を専用利用する場合又は会議室を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、午前9時前の利用にあつては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあつては午後5時から午後9時までにつき定められている利用料金の基準額の4分の1に相当する額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>4 <u>高校生等以下の者が弓道場</u> <u>_____</u><u>を専用利用する場合又は</u> <u>会議室_____を</u> <u>利用する場合の利用料金の基準額は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>5 <u>入場料を徴収して弓道場</u> <u>_____</u><u>を専用利用する者が当該専用利用に際し会議室_____</u></p>	<p>別表（第10条、第13条関係）</p> <p>1 栃木県体育館の利用料金の基準額 (1)～(3) 略 備考 1・2 略 3 <u>やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後に本館若しくは別館の競技場若しくは弓道場（以下「本館競技場等」という。）若しくはプールを専用利用する場合又は会議室を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。</u> (1) <u>本館競技場等及び会議室 午前9時前の利用にあつては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあつては午後5時から午後9時までにつき定められている利用料金の基準額の4分の1に相当する額</u> (2) <u>プール 午前9時から午後9時までの時間2時間につき定められている利用料金の基準額の2分の1に相当する額</u></p> <p>4 <u>高校生等以下の者が本館競技場等若しくはプールを専用利用する場合又は会議室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の利用料金の基準額は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>5 <u>入場料を徴収して本館競技場等又はプールを専用利用する者が当該専用利用に際し会議室又は附属設備及び器具</u></p>

を利用する場合の利用料金の基準額は、この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。
2～8 略

を利用する場合の利用料金の基準額は、この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。
2～8 略

別表7 栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料の部(会議室の款)第11「陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場及び多目的広場(投てき場)の会議室」の金額を次のように改める。

イ 第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場、テニスコート及び多目的広場(投てき場)の会議室

施設区分		利用時間	
		午前8時30分から 正午まで	正午から 午後6時まで
第2陸上競技場	会議室	3,230円	4,030円
野球場 (本球場)	会議室	1,330円	1,550円
サッカー・ ラグビー場	会議室	1,330円	1,550円
テニスコート	会議室	3,230円	4,030円
多目的広場 (投てき場)	会議室	2,280円	2,790円

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線に示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表(第10条、第13条関係) 1～6 略 7 栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料 (1)～(7) 略 備考 1～3 略 4 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後6時後に第2陸上競技場、野球場(本球場)、野球場A、野球場B、野球場C、ウォームアップ場、サッカー・ラグビー場、相撲場若しくは多目的広場(投てき場)(以下「第2陸上競技場等」という。)若しくはテニスコートを専用利用する場合又は第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場、<u>テニスコート若しくは多目的広場(投てき場)</u>の会議室を利用する場合の使用料は、当該午前8時30分前又は午後6時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10</p>	<p>別表(第10条、第13条関係) 1～6 略 7 栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料 (1)～(7) 略 備考 1～3 略 4 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後6時後に第2陸上競技場、野球場(本球場)、野球場A、野球場B、野球場C、ウォームアップ場、サッカー・ラグビー場、相撲場若しくは多目的広場(投てき場)(以下「第2陸上競技場等」という。)若しくはテニスコートを専用利用する場合又は第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場<u>若しくは</u><u>テニスコート</u>の会議室を利用する場合の使用料は、当該午前8時30分前又は午後6時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10</p>

円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

- (1) 第2陸上競技場等並びに第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート及び多目的広場（投てき場）の会議室
午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から正午までにつき定められている使用料の額の7分の2に相当する額、午後6時後の利用にあつては正午から午後6時までにつき定められている使用料の額の6分の1に相当する額
- (2) 略

5 略

- 6 高校生等以下の者が陸上競技場、第2陸上競技場等、トレーニング室、テニスコート若しくは武道館を専用利用する場合又は陸上競技場、第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート、多目的広場（投てき場）、武道館若しくは合宿所の会議室、ラウンジ、師範室、控室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の使用料は、この表及び前3項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

7 略

- 8 第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場又は多目的広場（投てき場）を専用利用する者が当該専用利用に際し当該専用利用に係る施設の会議室を利用する場合の使用料は、無料とする。

- 9 入場料を徴収して陸上競技場、第2陸上競技場等、トレーニング室、テニスコート又は武道館を専用利用する者が当該専用利用に際し陸上競技場、第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート、多目的広場（投てき場）、武道館若しくは合宿所の会議室、ラウンジ、師範室、控室又は附属設備及び器具を利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の使用料は、この表及び第3項から第6項までに定める額に2を乗じて得た額とする。

8 略

円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

- (1) 第2陸上競技場等並びに第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場及びテニスコートの会議室
午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から正午までにつき定められている使用料の額の7分の2に相当する額、午後6時後の利用にあつては正午から午後6時までにつき定められている使用料の額の6分の1に相当する額
- (2) 略

5 略

- 6 高校生等以下の者が陸上競技場、第2陸上競技場等、トレーニング室、テニスコート若しくは武道館を専用利用する場合又は陸上競技場、第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート_____、武道館若しくは合宿所の会議室、ラウンジ、師範室、控室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の使用料は、この表及び前3項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

7 略

- 8 第2陸上競技場、野球場（本球場）又はサッカー・ラグビー場_____を専用利用する者が当該専用利用に際し当該専用利用に係る施設の会議室を利用する場合の使用料は、無料とする。

- 9 入場料を徴収して陸上競技場、第2陸上競技場等、トレーニング室、テニスコート又は武道館を専用利用する者が当該専用利用に際し陸上競技場、第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート_____、武道館若しくは合宿所の会議室、ラウンジ、師範室、控室又は附属設備及び器具を利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の使用料は、この表及び第3項から第6項までに定める額に2を乗じて得た額とする。

8 略

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次項の規定 公布の日
 - 二 第三条ただし書及び別表一栃木県体育館の利用料金の基準額の部の改正規定 令和三年四月一日
- 2 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例（令和二年栃木県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。
- 第三条ただし書の改正規定を次のように改める。

（利用の許可）

第三条 体育施設のうち、別表に掲げる施設、附属設備及び器具（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、栃木県体育館の弓道場、栃木県立日光霧降アイスアリーナの競技場、栃木県立県南体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場若しくはトレーニング室、栃木県立県北体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、武道場若しくはトレーニング室、栃木県立温水プール館のプール、栃木県総合運動公園北・中央エリアの陸上競技場、第二陸上競技場、相撲場、トレーニング室、武道館若しくは多目的広場（投てき場）又は栃木県総合運動公園東エリアのメインアリーナ、サブアリーナ、多目的スタジアム、トレーニング室、屋内水泳場若しくは体育館分館（第八条において「特定施設」という。）を普通利用しようとする者については、この限りでない。

（利用の許可）

第三条 体育施設のうち、別表に掲げる施設、附属設備及び器具（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、栃木県体育館の弓道場、栃木県立日光霧降アイスアリーナの競技場、栃木県立県南体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場若しくはトレーニング室、栃木県立県北体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、武道場若しくはトレーニング室、栃木県立温水プール館のプール、栃木県総合運動公園北・中央エリアの陸上競技場、第二陸上競技場、相撲場、トレーニング室若しくは武道館 又は栃木県総合運動公園東エリアのメインアリーナ、サブアリーナ、多目的スタジアム、トレーニング室、屋内水泳場若しくは体育館分館（第八条において「特定施設」という。）を普通利用しようとする者については、この限りでない。

（教育委員会事務局スポーツ振興課）

栃木県条例第十九号

栃木県食品衛生条例を廃止する等の条例

（栃木県食品衛生条例の廃止）

第一条 栃木県食品衛生条例（昭和四十五年栃木県条例第五号）は、廃止する。

（栃木県手数料条例の一部改正）

第二条 栃木県手数料条例（昭和三十二年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条、第三条、第五条関係）		別表第一（第二条、第三条、第五条関係）	
事務	金額	事務	金額
一～五十六の二 略		一～五十六の二 略	
		五十六の三 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審	1 飲食店営業の許可の申請に係る審査 一万六千円（露店営業の場合 は七千四百円） 2 飲食店営業の許可の更新の申請に

<p>五十七 食品衛生法 第五十五条第一項 及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 削氷営業のみの場合 四千四百円</p> <p>2 露店営業の場合 七千四百円</p> <p>3 その他の場合 一万六千円</p>
<p>五十八 食品衛生法 第五十五条第一項 及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>七千六百円</p>
<p>五十九 食品衛生法 第五十五条第一項 及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>九千六百円</p>
<p>六十 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>九千六百円</p>
<p>六十一 食品衛生法 第五十五条第一項 及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類鏡り売り営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>二万円</p>
<p>六十二 食品衛生法 第五十五条第一項</p>	<p>九千六百円</p>
<p>五十七 食品衛生法 第五十二条第一項 及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく喫茶店営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>係る審査 一万二千八百円(露店営業の場合は五千九百円)</p>
<p>五十七 食品衛生法 第五十二条第一項 及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく喫茶店営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>1 喫茶店営業の許可の申請に係る審査 九千六百円(削氷営業の許可のみの場合は四千四百円)</p> <p>2 喫茶店営業の許可の更新の申請に係る審査 七千六百円(削氷営業の場合には二千五百円)</p>
<p>五十八 食品衛生法 第五十二条第一項 及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>1 菓子製造業の許可の申請に係る審査 一万四千円</p> <p>2 菓子製造業の許可の更新の申請に係る審査 一万二千二百円</p>
<p>五十九 食品衛生法 第五十二条第一項 及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくあん類製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>1 あん類製造業の許可の申請に係る審査 一万四千円</p> <p>2 あん類製造業の許可の更新の申請に係る審査 一万二千二百円</p>
<p>六十 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>1 アイスクリーム類製造業の許可の申請に係る審査 一万四千円</p> <p>2 アイスクリーム類製造業の許可の更新の申請に係る審査 一万二千二百円</p>
<p>六十一 食品衛生法 第五十二条第一項 及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査</p>	<p>1 乳処理業の許可の申請に係る審査 二万円</p> <p>2 乳処理業の許可の更新の申請に係る審査 一万六千八百円</p>
<p>六十二 食品衛生法 第五十二条第一項</p>	<p>1 特別牛乳搾取処理業の許可の申請</p>

及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査		及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	に係る審査 二万 千円 2 特別牛乳搾取処理業の許可の更新の申請に係る審査 一万六千八百円
六十三 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	二万千円	六十三 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	1 乳製品製造業の許可の申請に係る審査 二万千円 2 乳製品製造業の許可の更新の申請に係る審査 一万六千八百円
六十四 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	二万千円	六十四 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	1 集乳業の許可の申請に係る審査 九千六百円 2 集乳業の許可の更新の申請に係る審査 七千六百円
六十五 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	二万千円	六十五 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳類販売業の許可の申請に対する審査	1 乳類販売業の許可の申請に係る審査 九千六百円 2 乳類販売業の許可の更新の申請に係る審査 七千六百円
六十六 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	二万千円	六十六 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	1 食肉処理業の許可の申請に係る審査 二万千円 2 食肉処理業の許可の更新の申請に係る審査 一万六千八百円
六十七 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	一万四千円	六十七 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	1 食肉販売業の許可の申請に係る審査 九千六百円 2 食肉販売業の許可の更新の申請に係る審査 七千六百円
六十八 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくアイスクリーム類製造	一万四千円	六十八 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	1 食肉製品製造業の許可の申請に係る審査 二万千円 2 食肉製品製造業の許可の更新の申請に係る審査 一万六千八百円

業の許可の申請に対する審査		査	
六十九 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	二万千円	六十九 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	1 魚介類販売業の許可の申請に係る審査 九千六百元 2 魚介類販売業の許可の更新の申請に係る審査 七千六百元
七十 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	二万千円	七十 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介類せり売営業の許可の申請に対する審査	1 魚介類せり売営業の許可の申請に係る審査 二万千円 2 魚介類せり売営業の許可の更新の申請に係る審査 一万六千八百円
七十一 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	二万千円	七十一 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	1 食肉製品製造業の許可の申請に係る審査 一万六千円 2 食肉製品製造業の許可の更新の申請に係る審査 一万二千八百円
七十二 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査	二万千円	七十二 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請に対する審査	1 食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請に係る審査 二万千円 2 食品の冷凍又は冷蔵業の許可の更新の申請に係る審査 一万六千八百円
七十三 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査	二万千円	七十三 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	1 食品の放射線照射業の許可の申請に係る審査 二万千円 2 食品の放射線照射業の許可の更新の申請に係る審査 一万六千八百円
七十四 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査	一万六千円	七十四 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する	1 清涼飲料水製造業の許可の申請に係る審査 二万千円 2 清涼飲料水製造業の許可の更新の申請に係る審査

<p>七十五 食品衛生法 第五十五条第一項 及び食品衛生法施行 令第三十五条の規 定に基づく食用 油脂製造業の許可 の申請に対する審 査</p>	<p>二万千円</p>	<p>審査</p>	<p>一万六千八百円</p>
<p>七十六 食品衛生法 第五十五条第一項 及び食品衛生法施 行令第三十五条の 規定に基づくみそ 又はしょうゆ製造 業の許可の申請に 対する審査</p>	<p>一万六千円</p>	<p>七十五 食品衛生法 第五十二条第一項 及び食品衛生法施 行令第三十五条の 規定に基づく乳酸 菌飲料製造業の許 可の申請に対する 審査</p>	<p>1 1 乳酸菌飲料製造 業の許可の申請に 係る審査 一万四 千円 2 2 乳酸菌飲料製造 業の許可の更新の 申請に係る審査 一万二千二百円</p>
<p>七十七 食品衛生法 第五十五条第一項 及び食品衛生法施 行令第三十五条の 規定に基づくみそ 又はしょうゆ製造 業の許可の申請に 対する審査</p>	<p>一万六千円</p>	<p>七十六 食品衛生法 第五十二条第一項 及び食品衛生法施 行令第三十五条の 規定に基づく水雪 製造業の許可の申 請に対する審査</p>	<p>1 1 水雪製造業の許 可の申請に係る審 査 二万千円 2 2 水雪製造業の許 可の更新の申請に 係る審査 一万六 千八百円</p>
<p>七十八 食品衛生法 第五十五条第一項 及び食品衛生法施 行令第三十五条の 規定に基づく酒類 製造業の許可の申 請に対する審査</p>	<p>一万四千円</p>	<p>七十七 食品衛生法 第五十二条第一項 及び食品衛生法施 行令第三十五条の 規定に基づく水雪 販売業の許可の申 請に対する審査</p>	<p>1 1 水雪販売業の許 可の申請に係る審 査 一万四千円 2 2 水雪販売業の許 可の更新の申請に 係る審査 一万千 二百円</p>
<p>七十九 食品衛生法 第五十五条第一項 及び食品衛生法施 行令第三十五条の 規定に基づく豆腐 製造業の許可の申 請に対する審査</p>	<p>一万四千円</p>	<p>七十八 食品衛生法 第五十二条第一項 及び食品衛生法施 行令第三十五条の 規定に基づく食用 油脂製造業の許可 の申請に対する審 査</p>	<p>1 1 食用油脂製造業 の許可の申請に係 る審査 二万千円 2 2 食用油脂製造業 の許可の更新の申 請に係る審査 一 万六千八百円</p>
<p>八十 食品衛生法第 五十五条第一項及 び食品衛生法施行 令第三十五条の規 定に基づく納豆 製造業の許可の申 請に対する審査</p>	<p>一万四千円</p>	<p>七十九 食品衛生法 第五十二条第一項 及び食品衛生法施 行令第三十五条の 規定に基づくマー ガリン又はショ ートニング製造業の 許可の申請に対す る審査</p>	<p>1 1 マーガリン又は ショートニング製 造業の許可の申請 に係る審査 二万 千円 2 2 マーガリン又は ショートニング製 造業の許可の更新 の申請に係る審査 一万六千八百円</p>
<p>八十一 食品衛生法 第五十五条第一項 及び食品衛生法施 行令第三十五条の 規定に基づくみそ製 造業の許可の申請 に対する審査</p>	<p>二万千円</p>	<p>八十 食品衛生法第 五十二条第一項及 び食品衛生法施行 令第三十五条の規 定に基づくみそ製 造業の許可の申請 に対する審査</p>	<p>1 1 みそ製造業の許 可の申請に係る審 査 一万六千円 2 2 みそ製造業の許 可の更新の申請に 係る審査 一万二 千八百円</p>

<p>規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査</p>		<p>八十一 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく醬油製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>1 醬油製造業の許可の申請に係る審査 一万六千円 2 醬油製造業の許可の更新の申請に係る審査 一万二千八百円</p>
<p>八十二 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>三万五千円</p>	<p>八十二 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくソース類製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>1 ソース類製造業の許可の申請に係る審査 一万六千円 2 ソース類製造業の許可の更新の申請に係る審査 一万二千八百円</p>
<p>八十三 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>二万千円</p>	<p>八十三 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>1 酒類製造業の許可の申請に係る審査 一万六千円 2 酒類製造業の許可の更新の申請に係る審査 一万二千八百円</p>
<p>八十四 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>三万五千円</p>	<p>八十四 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>1 豆腐製造業の許可の申請に係る審査 一万四千円 2 豆腐製造業の許可の更新の申請に係る審査 一万二千二百円</p>
<p>八十五 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>一万四千円</p>	<p>八十五 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>1 納豆製造業の許可の申請に係る審査 一万四千円 2 納豆製造業の許可の更新の申請に係る審査 一万二千二百円</p>
<p>八十六 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>二万千円</p>	<p>八十六 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくめん類製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>1 めん類製造業の許可の申請に係る審査 一万四千円 2 めん類製造業の許可の更新の申請に係る審査 一万二千二百円</p>
<p>八十七 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品</p>	<p>九千六百円</p>	<p>八十七 食品衛生法第五十二条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の</p>	<p>1 そろざい製造業の許可の申請に係る審査 二万千円 2 そろざい製造業</p>

<p>の小分け業の許可 の申請に対する審 査</p>		<p>規定に基づくそう ざい製造業の許可 の申請に対する審 査</p>	<p>の許可の更新の申 請に係る審査 一 万六千八百円</p>
<p>八十八 食品衛生法 第五十五条第一項 及び食品衛生法施 行令第三十五条の 規定に基づく添加 物製造業の許可の 申請に対する審査</p>	<p>二万千円</p>	<p>八十八 食品衛生法 第五十二条第一項 及び食品衛生法施 行令第三十五条の 規定に基づく缶詰 又は瓶詰食品製造 業の許可の申請に 対する審査</p>	<p>1 缶詰又は瓶詰食 品製造業の許可の 申請に係る審査 二万千円 2 缶詰又は瓶詰食 品製造業の許可の 更新の申請に係る 審査 一万六千八 百円</p>
<p>八十九から九十四ま で 削除</p>		<p>八十九 食品衛生法 第五十二条第一項 及び食品衛生法施 行令第三十五条の 規定に基づく添加 物製造業の許可の 申請に対する審査</p>	<p>1 添加物製造業の 許可の申請に係る 審査 二万千円 2 添加物製造業の 許可の更新の申請 に係る審査 一万 六千八百円</p>
		<p>九十 栃木県食品衛 生条例(昭和四十 五年栃木県条例第 五号)第三条第一 項の規定に基づく 営業の許可の申請 に対する審査</p>	<p>次に掲げる営業の区 分に応じ、それぞれ 次に定める金額 1 こんにやく又は ところてん製造業 一万四千元 2 つけ物製造業 一万四千元 3 こうじ及びその 加工品製造業 一 万四千元 4 氷雪採取業 一 万四千元 5 豆腐販売業 四 千元</p>
		<p>九十一 栃木県食品 衛生条例第三条第 一項の規定に基づ く営業の許可の更 新の申請に対する 審査</p>	<p>次に掲げる営業の区 分に応じ、それぞれ 次に定める金額 1 こんにやく又は ところてん製造業 一万二千二百円 2 つけ物製造業 一万二千二百円 3 こうじ及びその 加工品製造業 一 万二千二百円 4 氷雪採取業 一 万二千二百円 5 豆腐販売業 三 千二百円</p>

		九十二 栃木県食品 衛生条例第六条第 一項の規定に基づ く行商の許可の申 請に対する審査	四千元
		九十三 栃木県食品 衛生条例第六条第 一項の規定に基づ く行商の許可の更 新の申請に対する 審査	三千元
		九十四 栃木県食品 衛生条例第九条第 二項の規定に基づ く行商記章又は行 商人証の再交付	1 行商記章の再交 付 五百円 2 行商人証の再交 付 三百六十円
九十五く五百十七 略	備考 略	九十五く五百十七 略	備考 略

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年栃木県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(遊技場営業者の遵守事項)</p> <p>第九条 遊技場営業者(法第二条第一項第四号又は第五号の営業を営む風俗営業者をいう。)は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 営業所(まあじやん屋に係るもの及び法第二条第一項第五号の営業(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十五条第一項の許可を受けて営まれる食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十五条第一号に規定する飲食店営業を兼ねるものに限る。)に係るものを除く。)において客に飲酒をさせないこと。</p>	<p>(遊技場営業者の遵守事項)</p> <p>第九条 遊技場営業者(法第二条第一項第四号又は第五号の営業を営む風俗営業者をいう。)は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 営業所(まあじやん屋に係るもの及び法第二条第一項第五号の営業(食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十二条第一項の許可を受けて営まれる食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十五条第一号に規定する飲食店営業を兼ねるものに限る。)に係るものを除く。)において客に飲酒をさせないこと。</p>

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第四条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表第一 (第二十条関係)

一〇二二三 略
二四 略
二五〇三十一 略

別表第二 (第二十条関係)

一〇二二三 略
二四 栃木県食品衛生条例(昭和四十五年 栃木県条例第五号。以下この項において 「条例」という。)及び条例の施行のため の規則に基づく事務のうち、次に掲げるも の (一) 条例第三条第一項の規定による許可 (二) 条例第五条の二第二項の規定による届 出の受理 (三) 条例第六条第一項の規定による許可 (四) 条例第九条第一項の規定による交付 (五) 条例第九条第二項の規定による再交付 (六) 条例第十条の規定による届出の受理 (七) 条例第十二条の規定による指示 (八) 条例第十三条の規定による許可の取消 し及び停止命令
二四の二 略
二五〇三十一 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和三年六月一日から施行する。
(栃木県手数料条例の一部改正に伴う経過措置)
- この条例の施行の前日に申請がなされている事務に係る栃木県手数料条例に規定する手数料に
ついては、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(生活衛生課)

栃木県条例第二十号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十一号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十五条第一項の規定に基づき、老人福祉法(昭和三十八年法律第百二十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホーム(以下「軽費老人ホーム」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第二条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除くほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第百七号)(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによる。

(非常災害対策)

第三条 軽費老人ホームは、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入所者の特性等を踏まえ、入所者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

- 軽費老人ホームは、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連

携並びに入所者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、入所者等に周知しなければならない。

3 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

4 軽費老人ホームは、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

(規則への委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県条例第二十一号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十二号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十七条第一項の規定に基づき、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム(以下「養護老人ホーム」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第二条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除くほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十九号)(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによる。

(非常災害対策)

第三条 養護老人ホームは、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入所者の特性等を踏まえ、入所者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

2 養護老人ホームは、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに入所者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、入所者等に周知しなければならない。

3 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

5 養護老人ホームは、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

(規則への委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県条例第二十二号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十三号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十七条第一項の規定に基づき、同法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム(以下「特別養護老人ホーム」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第二条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除くほか、特別

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。この場合において、同令第十一条第四項第一号イ及び第五十五条第四項第一号イ中「二人」とあるのは、「二人とし、特別養護老人ホームの整備の状況その他地域の実情を勘案して知事が別に定める条件を満たす場合は四人以下」とする。

（非常災害対策）

第三条 特別養護老人ホームは、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び入所者の特性等を踏まえ、入所者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに入所者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、入所者等に周知しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

4 特別養護老人ホームは、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

5 特別養護老人ホームは、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

（規則への委任）

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県条例第二十三号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十四号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号、第七十条第二項第一号（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二第一項各号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業（指定居宅サービスの事業及び基準該当居宅サービスの事業をいう。以下同じ。）の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（法第七十条第二項第一号の条例で定める者）

第三条 法第七十条第二項第一号（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二百二十六条の四の二に定めるところによる。

（人員、設備及び運営に関する基準）

第四条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条及び第六条に定めるものを除くほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「省令」という。）（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。この場合において、省令第三十九条第二項（省令第三十九条の三及び第四十三条において準用する場合を含む。）、第八十二条の二第二項、第四百四条の四第二項（省令第五百五条の三及び第九九条において準用する場合を含む。）、第一百八条の二第二項及び第二百十五条第二項中「二年間」とあるのは「五年間（第四号及び第五号に掲げる記録にあつては、二年間）」と、省令第五十三條の三第二項（省令第五十八條において準用する場合を含む。）及び第九十条の二第二項中「二年間」とあるのは「五年間（第三号及び第四号に掲げる記録にあつては、二年間）」と、省令第七十三條の二第二項及び第九十一条の三第二項中「二年間」とあるのは「五年間（第六号及び第七号に掲げる記録にあつては、二年間）」と、省令第三十九條の二第二項（省令第四百四十條の十三、第四百四十條の十五及び第四百四十條の三十二において準用する場合を含む。）及び第五百五十四條の二第二項（省令第五百五十五條の十二において準用

する場合を含む。)中「二年間」とあるのは「五年間(第三号、第五号及び第六号に掲げる記録にあつては、二年間)」と、省令第九十二条の十二第二項中「二年間」とあるのは「五年間(第五号、第六号及び第八号に掲げる記録にあつては、二年間)」と、省令第二百四十二条第二項(省令第二百六条において準用する場合を含む。)中「二年間」とあるのは「五年間(第五号及び第六号に掲げる記録にあつては、二年間)」とする。

(非常災害対策)

第五条 指定居宅サービス(通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護に係るものに限る。)又は省令第九十六条第一項に規定する基準該当通所介護若しくは省令第四十条の二十六に規定する基準該当短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定居宅サービス等事業者」という。)は、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、周辺の地域の環境及び利用者の特性等を踏まえ、利用者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

2 指定居宅サービス等事業者は、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに利用者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に従業員、利用者等に周知しなければならない。

3 指定居宅サービス等事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

4 指定居宅サービス等事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

5 指定居宅サービス等事業者は、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

(記録の整備)

第六条 指定居宅サービス等の事業を行う者は、省令第三十九条第一項(省令第三十九条の三及び第四十三条において準用する場合を含む。)、第五十二条の三第一項(省令第五十八条において準用する場合を含む。)、第七十二条の二第一項、第八十二条の二第一項、第九十条の二第一項、第九十四条の四第一項(省令第九十五条の三及び第九九条において準用する場合を含む。)、第一百八条の二第一項、第二百二十九条の二第一項(省令第四十条の十三、第四十条の十五及び第四十条の三十二において準用する場合を含む。)、第二百五十四条の二第一項(省令第二百五十五条の十二において準用する場合を含む。)、第九十一条の三第一項、第九十二条の十一第一項、第二百四十二条の二第一項(省令第二百六条において準用する場合を含む。)及び第二百五条第一項の諸記録のうち居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費及び居宅介護福祉用具購入費の算定に関する記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

(規則への委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県条例第二十四号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十五号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十四条第一項第二号、第一百五十五条の二第二項第一号(法第一百五十五条の十一において準用する介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十五条の十一の規定により読み替えて適用される法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)、第一百五十五条の二の二第一項各号並びに第一百五十五条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業(指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業をいう。以下同じ。)の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(法第百十五條の二第二項第一号の条例で定める者)

第三条 法第百十五條の二第二項第一号(法第百十五條の十一において準用する介護保険法施行令第三十五條の十一の規定により読み替えて適用される法第七十條の二第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百十條の十七の二に定めるところによる。

(人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第四条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条及び第六条に定めるものを除くほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「省令」という。)(省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによる。この場合において、省令第五十四條第二項(省令第六十一條において準用する場合を含む。)、第九十二條第二項及び第二百八十八條第二項中「二年間」とあるのは「五年間(第三号及び第四号に掲げる記録にあつては、二年間)」と、省令第七十三條第二項及び第二百四十四條第二項中「二年間」とあるのは「五年間(第六号及び第七号に掲げる記録にあつては、二年間)」と、省令第八十三條第二項、第二百二十二條第二項及び第二百七十五條第二項(省令第二百八十條において準用する場合を含む。)中「二年間」とあるのは「五年間(第四号及び第五号に掲げる記録にあつては、二年間)」と、省令第四百四十一條第二項(省令第五百九條、第六十六條及び第八十五條において準用する場合を含む。)及び第九十四條第二項(省令第二百十條において準用する場合を含む。)中「二年間」とあるのは「五年間(第三号、第五号及び第六号に掲げる記録にあつては、二年間)」と、省令第二百六十一條第二項中「二年間」とあるのは「五年間(第五号、第六号及び第八号に掲げる記録にあつては、二年間)」とする。

(非常災害対策)

第五条 指定介護予防サービス(介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護に係るものに限る。)又は省令第七十九條に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防サービス等事業者」という。)は、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、周辺の地域の環境及び利用者の特性等を踏まえ、利用者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

2 指定介護予防サービス等事業者は、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに利用者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に従業員、利用者等に周知しなければならない。

3 指定介護予防サービス等事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

4 指定介護予防サービス等事業者は、前項の訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

5 指定介護予防サービス等事業者は、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

(記録の整備)

第六条 指定介護予防サービス等の事業を行う者は、省令第五十四條第一項(省令第六十一條において準用する場合を含む。)、第七十三條第一項、第八十三條第一項、第九十二條第一項、第二百二十二條第一項、第四百四十一條第一項(省令第五百九條、第六十六條及び第八十五條において準用する場合を含む。)、第九十四條第一項(省令第二百十條において準用する場合を含む。)、第二百四十四條第一項、第二百六十一條第一項、第二百七十五條第一項(省令第二百八十條において準用する場合を含む。)及び第二百八十八條第一項の諸記録のうち介護予防サービス費、特例介護予防サービス費及び介護予防福祉用具購入費の算定に関する記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

(規則への委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十六号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十六条第一項（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第八十八条第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（入所定員の数）

第三条 法第八十六条第一項（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める数は、三十人以上とする。

（人員、設備及び運営に関する基準）

第四条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条及び第六条に定めるものを除くほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「省令」という。）（省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。この場合において、省令第三条第一項第一号イ中「二人」とあるのは「二人」とし、指定介護老人福祉施設の整備の状況その他地域の実情を勘案して知事が別に定める条件を満たす場合は四人以下」と、省令第三十七条第二項（省令第四十九条において準用する場合を含む。）中「二年間」とあるのは「五年間（第五号及び第六号に掲げる記録にあつては、二年間）」とする。

（非常災害対策）

第五条 指定介護老人福祉施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、周辺の地域の環境及び入所者の特性等を踏まえ、入所者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに入所者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に従業員、入所者等に周知しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

（記録の整備）

第六条 指定介護老人福祉施設は、省令第三十七条第一項（省令第四十九条において準用する場合を含む。）の諸記録のうち施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

（規則への委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県条例第二十六号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十七号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第九十七条第一項から第三項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第三条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、次条及び第五条に定めるものを除くほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号。以下「省令」という。)(省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによる。この場合において、省令第三十八条第二項(省令第五十条において準用する場合を含む。)中「二年間」とあるのは、「五年間(第六号及び第七号に掲げる記録にあつては、二年間)」とする。

(非常災害対策)

第四条 介護老人保健施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、周辺の地域の環境及び入所者の特性等を踏まえ、入所者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに入所者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に従業員、入所者等に周知しなければならない。

3 介護老人保健施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

4 介護老人保健施設は、前項の訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

5 介護老人保健施設は、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

(記録の整備)

第五条 介護老人保健施設は、省令第三十八条第一項(省令第五十条において準用する場合を含む。)の諸記録のうち施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の算定に関する記録については、その完了の日から五年間保存しなければならない。

(規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県条例第二十七号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十八号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十二号)附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「旧法」という。)第一百十条第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、旧法の例による。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第三条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条及び第五条に定めるものを除くほか、健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号。以下「旧省令」という。)(旧省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによる。この場合において、旧省令第三十六条第二項(旧省令第五十条において準用する場合を含む。)中「二年間」とあるのは、「五年間(第五号及び第六号に掲げる記録にあつては、二年間)」とする。

(非常災害対策)

第四条 指定介護療養型医療施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、周辺の地域の環境及び入院患者の特性等を踏まえ、入院患者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機

関との連携並びに入院患者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に従業者、入院患者等に周知しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

(記録の整備)

第五条 指定介護療養型医療施設は、旧省令第三十六条第一項(旧省令第五十条において準用する場合を含む。)の諸記録のうち施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

(規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(高齢対策課)

栃木県条例第二十八号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十九号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十条第二項第二号イ、第三十六条第三項第一号(法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。)、第四十一条の二第一項各号並びに第四十三条第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等(指定障害福祉サービスの事業及び基準該当障害福祉サービスの事業をいう。以下同じ。)の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(法第三十六条第三項第一号の条例で定める者)

第三条 法第三十六条第三項第一号(法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第三十四条の二十一第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)に定めるところによる。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第四条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除くほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「省令」という。)(省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによる。

(非常災害対策)

第五条 指定障害福祉サービス(療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に係るものに限る。)の事業を行う者又は省令第二百三条第一項に規定する基準該当就労継続支援B型事業者若しくは省令第二百十九条に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業者(以下「指定障害福祉サービス等事業者」という。)は、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、サービス事業所の周辺の地域の環境、障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児(以下「利用者」という。)の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画(以下「計画」という。)を作成しなければならない。

2 指定障害福祉サービス等事業者は、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制

を従業者、利用者等に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定障害福祉サービス等事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 指定障害福祉サービス等事業者は、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

(規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県条例第二十九号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十号）の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第三項第一号並びに第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(法第三十八条第三項において準用する法第三十六条第三項第一号の条例で定める者)

第三条 法第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第三項第一号の条例で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第三十四条の二十四の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に定めるところによる。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第四条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除くほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。

(非常災害対策)

第五条 指定障害者支援施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、指定障害者支援施設の周辺の地域の環境、障害福祉サービスを利用する障害者（以下「利用者」という。）の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「計画」という。）を作成しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制に従業者及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

(規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県条例第三十号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年栃木県条例第二十一号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八十条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第三条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除くほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十四号)(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによる。

(非常災害対策)

第四条 障害福祉サービス(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。)の事業を行う者(以下「障害福祉サービス事業者」という。)は、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、サービス事業所の周辺の地域の環境、障害福祉サービスを利用する障害者(以下「利用者」という。)の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画(以下「計画」という。)を作成しなければならない。

2 障害福祉サービス事業者は、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を職員及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 障害福祉サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 障害福祉サービス事業者は、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

(規則への委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県条例第三十一号

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年栃木県条例第二十二号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八十条第一項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第三条 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除くほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十五号)(同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定めるところによる。

(非常災害対策)

第四条 地域活動支援センターは、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地域活動支援センターの周辺の地域の環境、地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児(以下「利用者」という。)の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のた

めの対策を具体的に定めた計画（以下「計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を職員及び利用者等（利用者又は障害児の保護者をいう。）に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 地域活動支援センターは、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

（規則への委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県条例第三十二号

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第三条 福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除くほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十六号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。

（非常災害対策）

第四条 福祉ホームは、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、福祉ホームの周辺の地域の環境、福祉ホームを利用する障害者（以下「利用者」という。）の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 福祉ホームは、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を職員及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 福祉ホームは、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

（規則への委任）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県条例第三十三号

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十四号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十四条第一項の規定に基づき、障害者支援施設の

設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第三条 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除くほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。

(非常災害対策)

第四条 障害者支援施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、障害者支援施設の周辺の地域の環境、障害福祉サービスを利用する障害者（以下「利用者」という。）の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「計画」という。）を作成しなければならない。

2 障害者支援施設は、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を職員及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 障害者支援施設は、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

(規則への委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県条例第三十四号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十五号）の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の四第一項第二号、第二十一条の五の十五第三項第一号（法第二十一条の五の十六第四項及び第二十一条の五の二十第二項において準用する場合を含む。）、第二十一条の五の十七第一項各号並びに第二十一条の五の十九第一項及び第二項の規定に基づき、指定通所支援の事業等（指定通所支援の事業及び基準該当通所支援の事業をいう。以下同じ。）の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者)

第三条 法第二十一条の五の十五第三項第一号（法第二十一条の五の十六第四項及び第二十一条の五の二十第二項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十八条の三十四第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に定めるところによる。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第四条 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除くほか、児童福祉法に基づき指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。

(非常災害対策)

第五条 指定通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスに係るものに限る。）又は基準該当通所支援（児童発達支援又は放課後等デイサービスに係るものに限る。）の事業を行う者（以下「指定通所支援等事業者」という。）は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して

必要な設備を設けるとともに、障害児通所支援事業所の周辺の地域の環境、障害児の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における障害児の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 指定通所支援等事業者は、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、障害児の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を従業者、障害児等に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定通所支援等事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 指定通所支援等事業者は、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

（規則への委任）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

栃木県条例第三十五号

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十六号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の九第三項（法第二十四条の十第四項及び第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十一条の五の十五第三項第一号並びに第二十四条の十二第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（法第二十四条の九第三項において準用する法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者）

第三条 法第二十四条の九第三項（法第二十四条の十第四項及び第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第二十五条の二十一の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に定めるところによる。

（人員、設備及び運営に関する基準）

第四条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるものを除くほか、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。

（非常災害対策）

第五条 指定障害児入所施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、指定障害児入所施設の周辺の地域の環境、障害児の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における障害児の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 指定障害児入所施設は、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、障害児の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を従業者、障害児等に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児入所施設は、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

（規則への委任）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(障害福祉課)

栃木県条例第三十六号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十一年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(非常災害対策)</p> <p>第四条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 介護医療院は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>5 略</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第四条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p>

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(高齢対策課)

栃木県条例第三十七号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成三十一年栃木県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(非常災害対策)</p> <p>第四条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 児童福祉施設(障害児人所施設及び児童発達支援センターに限る。)は、前項の避難及び消火の訓練を行うほか、第三項の訓練のうち救出の訓練その他必要な訓練を定期的に行うとともに、これらの訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>6 略</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第四条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p>

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(子ども政策課)

栃木県条例第三十八号

知事等の給与の特例に関する条例

(知事及び副知事の給与の特例)

第一条 知事及び副知事の給料月額は、令和三年四月一日から令和六年十二月八日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和二十九年栃木県条例第二号）第二条の規定にかかわらず、知事にあつては同条第一号に定める給料月額からその百分の十に相当する額を減じた額、副知事にあつては同条第二号に定める給料月額からその百分の七に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条第一号及び第二号に定める額とする。

(教育長の給与の特例)

第二条 教育長の給料月額は、特例期間において、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（昭和二十八年栃木県条例第二十七号）第二条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額からその百分の五に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

(常勤の監査委員の給与の特例)

第三条 常勤の監査委員の給料の月額は、特例期間において、栃木県監査委員等の給与及び旅費等に関する条例（昭和三十二年栃木県条例第二十六号）第四条第一号の規定にかかわらず、同号に定める給料の月額からその百分の五に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同号に定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 知事等の給与の特例に関する条例（令和二年栃木県条例第四十五号）は、廃止する。
(人事課)

栃木県条例第三十九号

栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例

栃木県議会の会期に関する条例（平成二十五年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
<u>令和3年6月1日</u>	令和2年5月26日
<u>令和3年6月3日</u>	令和2年5月28日
<u>令和3年6月7日</u>	令和2年6月1日
<u>令和3年6月8日</u>	令和2年6月2日
<u>令和3年6月21日</u>	令和2年6月12日
<u>令和3年9月22日</u>	令和2年9月17日
<u>令和3年9月28日</u>	令和2年9月23日
<u>令和3年9月29日</u>	令和2年9月25日
<u>令和3年9月30日</u>	令和2年9月28日
<u>令和3年10月15日</u>	令和2年10月9日
<u>令和3年11月30日</u>	令和2年12月10日
<u>令和3年12月2日</u>	令和2年12月14日
<u>令和3年12月6日</u>	令和2年12月16日
<u>令和3年12月7日</u>	令和2年12月17日
<u>令和3年12月17日</u>	令和2年12月25日
<u>令和4年2月17日</u>	令和3年2月17日
<u>令和4年2月21日</u>	令和3年2月19日
<u>令和4年2月24日</u>	令和3年2月24日
<u>令和4年2月25日</u>	令和3年2月25日
<u>令和4年3月8日</u>	令和3年3月9日
<u>令和4年3月18日</u>	令和3年3月23日

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(議事事務局)